

はち 7 月 じょう No.539

ホームページアドレス <http://www.town.hachijo.tokyo.jp/>

発行／八丈町 〒100-1498 東京都八丈島八丈町大賀郷2345番地1 ☎04996-2-1121／編集・企画財政課 毎月1回1日発行

町の人口 (6月1日現在)

人 口 8,714 減 10人 男 4,391人 増減0人
女 4,323人 減10人
世帯数 4,681 減 1世帯

5月中の異動

転入ほか——60人 (うち出生7人)
転出ほか——70人 (うち死亡8人)

各地域の人口・世帯数 (6月1日現在)

	世帯数	男	女	人口計
三 根	2,122	2,005	1,948	3,953
大賀郷	1,565	1,444	1,418	2,862
檜 立	324	297	312	609
中之郷	424	416	410	826
末 吉	246	229	235	464



イギリス・マン島視察



CONTENTS

もくじ

- 2-3** イギリス・マン島レポート
- 4-5** 地域情報化講演会／島じまん2006 ほか
- 6-7** 要望活動／行政改革 ほか
- 8-9** 環境だより／愛らんどリーグ ほか
- 10-11** 教育委員会／八丈島サマーコンサート ほか
- 12-13** 介護保険だより／介護用品支給 ほか

- 14-15** 母子保健／国保だより ほか
- 16-17** 税のお知らせ／自衛官募集 ほか
- 18-19** 国民年金／ポスター・標語募集 ほか
- 20-21** 夏期安全対策／八丈島夏まつり ほか
- 22-23** おじゃれハガキ／上京日記／ダイヤ ほか

イギリス・マン島レポート

八丈町長 浅沼道徳

八丈町企画財政課長 山下奉也

八丈町住民課長 山越整

●5月29日

成田からロンドンを經由して、午前10時マン島空港に到着。マン島議会の議長一行の出迎えを受けながら飛行機を降りると吐く息が白く、早くも肌寒さを感じました。

チャーターしていたバスでキャッスルタウンへ移動。イギリスの道路は日本と同じ左側通行なので石造りの街並みで異国の趣きを味わうこととなりました。街並みを眺めていると、何やら遠くで爆音が鳴り響いていました。バイクの排気音です。

キャッスルタウンは、プレTTクラシックロードレースという一周6・8kmのコースを走る舞台となる街なのです。モータースポーツの島をまず耳から感じることであり、



キャッスルタウンの古城を視察した後、一行はバスにてプレTTクラシックロードレースのコースを走り、一周する間の景色は、なかなか牧草地帯が広がっていました。街中を少し外れた場所にレースコントロールと呼ばれる二階建てプレハブ（大会本部）があり、そこがスタート・ゴール地点です。道路は、幅も決して広いとは言えず、普通に歩道（段差）もあり、まれに鉄製の排水溝の蓋も見受けられました。また、我々が一番気にしていた安全対策は、電柱の多くにはクッションが巻かれているものの、道路脇の石垣には曲がり角や危険箇所と予測される

場所以外は、クッションがありませんでした。途中、緊急時対応ヘリコプターが野原に待機していましたが、事故には2分対応可能とのことでした。コース上にはスタート・ゴール地点のほかに、曲がり角付近の見ごたえがありそうな場所に簡易スタンドが設置されていました。

スタート・ゴール地点にてバスを降り、すぐにクッションに近づいてみると、クッションひとつの大きさは、横70cm・縦120cm・奥行き40cm位で中身はわらでした。そして自分の足の元の道路の状態を見ると八丈島の方が状態が良いように思えました。



午後1時過ぎ、20台近いオートバイが合図と同時にスタート。ものの5分前後で再び目の前をオートバイが通り過ぎます。この音とスピードの臨場感、しかも、一般の道路の公道という状況は今までに体感したことのない感覚でした。

最終の曲がり角に場所を移しレース観戦。スピードを減速し、コーナーを曲がって再び加速する場所であり、レーサーのテクニクとライバルとの駆け引きが観客を魅了しています。

次はTTレースのグランドスタンドへ移動。途中、キャンプ場が多く目に付きます。レース出場関係者や観戦客がキャンプをするとのこと。レース期間中の来島者を宿泊施設のみでは受け入れきれないためキャンプ場が20ヶ所近くあるほか、民泊も積極的に活用しているとのこと。

TTレース、正式にはマン島・ツーリスト・トロフィー・レースは、1907年にその歴史がさかのぼります。レースコースは、ダグラスをスタート・ゴールにした一周60・7km、高低差約450mで、直線での最高速度は200km



もです。我々がマン島を訪れた前後の一週間が公式練習にあてられており、本番同様道路を封鎖して行われます。夕方といっても午後7時（この時期の日没は10時以降）から公式練習が始まり、本番のスタート順位をめぐる戦いが繰り広げられます。レースの運営に関わるスタッフ（保安要員、記録、救護、医師等々）は、ほぼ全員ボランティアであり、総数1500人、そのうち医師が60人も世界各国から集まるといって驚きです。

さて、いよいよ公式練習スタート。石原都知事がスタートフラッグを振り下ろすと、一番手である日本人レーサー前田淳氏が発進（この時は、

数秒間隔で2台ずつスター
ト)。この爆音、プレTTク
ラッシュクよりも激しく、ま
さに血が騒ぐという感覚でし
た。ところが、一番手の前田
氏が途中で事故という情報が入り、幸い命に別状はないとい
うことでしたが、我々一行
が日本へ帰国した翌週に残念
なこととなってしまいました
た。ご冥福をお祈りいたしま
す。

●5月30日

マン島政府首相表敬訪問後
バスで一周60・8kmのTTレ
ースのコースを走行、雄大な
牧草地帯を走りながらマン島
政府観光レジャー局デリック
氏による解説に耳を傾けまし
た。コース全体で264ヶ所
のカーブ、350ヶ所の標識
撤去、延べ10kmのセーフティ
バリア、そもそもレースの始
まりはマン島が独自の法律を
持っているため道路封鎖をイ
ギリスの許可を必要とせず
きた等々歴史と規模を感じる
話でした。マン島の首都であ
るダグラスの市長クウィーク
氏への表敬訪問を最後に、石
原都知事はオリンピック招致
に向けた調査のため我々と別

れロンドンへと向かいまし
た。

●5月31日

石原都知事と別れた我々マ
ン島調査班は、マン島観光レ
ジャー大臣クリトニー氏とT
Tレース主催団体マックス・
モーター・サイクル・クラブ
を表敬訪問し、レースの概要
や運営についてヒアリングを
行いました。

マン島は、面積が八丈島の
約8・2倍、人口76,000
0人ですが、ここ21年間もの
間、経済成長率年6%を継続
しているという実に驚異的な
自治体です。国債はトリプル
Aの格付け、船舶管理世界第
二位、マン島議会は世界で最
古の議会というおまけつき。
マン島全体が牧草地帯という
ことから牛や羊の酪農や、
漁業ではニシンを燻製にした
ケツパーと呼ばれる特産品生
産及び観光業が盛んです。政
策的に法人税ゼロ及び所得税
低率課税が功を奏して、金融
産業や最新テクノロジー産業
も成長株だそうです。映画ス
ター等有名人の別荘も多い
え、映画産業も盛んです。年
間の観光客は35万人、1/3

がレース関連、2/3が一般
的な観光で、TTレースの二
週間に35,000人が来島。
70%の来島者はキャンプと
民泊を利用しています。レー
スを目的にする観光客の92%

がほぼ毎年来島し、35才から
50才の年齢層が半数を占めて
おり、まさにリピーター観光
のお手本です。マン島政府で
は、レース関連に200万ポ
ンド（日本円で約4億5千万
円）支出していますが、経済
効果は1,700万ポンド
（日本円で約38億円）と話し
ています。支出の大半が緊急
用ヘリコプターの借り上げ経
費だそうです。マン島で開催
されるレースは、今回のTT
レースのほかにも、ゴーカー
トや四輪車、耐久レースとバ
リエーションが豊富なうえ、
イベントやフェスティバルが
組み合わさっているためレー
ス以外でも楽しめるような趣
向が凝らされています。

マン島の一般住民は民泊と
して来島者を受け入れること
で金銭的な恩恵を相当受けて
いるようで、教会にいたって
は観覧席のスペース提供やお
茶を販売することによる収益
で建物の修繕を賄っていま

す。再び夕方にTTレース公
式練習を道路脇で観戦し、目
の前を吹っ飛んでいくバイク
を見ながらレースの興奮を味
わい翌日帰国の途につまし
た。

マン島島民の身近に幼少の
頃からオートレースがあると
いう歴史的背景があるもの
の、「バイク好きにはたまら
ない島・マン島」というキャ
ッチフレーズが思い浮かびま
した。これからの八丈島の活
性化も「○○好きにはたまら
ない島」というキーワードが
必要なのではないかと教えら
れたマン島視察でした。



地域情報化講演会が開催されました

平成18年度 総務省関東総合通信局 情報通信月間行事 地域情報化講演会

主 催：総務省関東総合通信局 八丈町 八丈町商工会

後 援：八丈 島おこし実行委員会

6月4日(日)に、商工会館の2階において「地域情報化講演会」が行われました。

この講演会は、総務省関東総合通信局で行っている情報通信月間行事の一つとして行われたもので、関東総合通信局管内では、初めて離島で開催されました。

また、ブロードバンド環境の整っている八丈島において、今後ICT (Information & Communications Technology (情報通信技術)) を活用し、八丈島を活性化させていくためには、何が必要なのか。どのようにしていったら成功できるのか。島民の方々の今後の発展と八丈島の活性化を目的として開催されました。

講演会には、現在インターネット業界の最前線でご活躍されている、【株式会社はてな 水野貴明氏】と【ヤフー株式会社 西尾勇気氏】の2名の講師を招き、水野氏には「インターネットの進化でわかってきたこと・その活用方法」と題し、西尾氏には「Eコマースでビジネスチャンス拡大!」と題して、講演していただきました。

当日は、雨も降っていてあいにくの天候でしたが、70名の方にご参加頂きました。今回の講演会に参加した方たちの中には、もうすでにインターネットを使って商売をしている方やこれからしようとしている方など、様々ではあったと思いますが、この講演会に参加したことにより、自分達には何が足りないのか、どのような意識を持って次に何をしたいのか。また、八丈島全体を通して見たときに、島には多くの活性化の材料となる物があるということに、あらためて気づかされたのではないのでしょうか。今後インターネットという一つの手段を有効に活用し、より多くの人たちに島の事を知ってもらい、より多くの人たちに島に来てもらい、より多くの人たちに島の物を買ってもらう事によって、島全体が活性化していけば良いと思います。これからも、島の活性化のために皆様のご協力をお願いいたします。

当日配布した資料の予備が残っていますので、資料を欲しい方はご連絡ください。

※Eコマース：電子商取引。インターネットなどのネットワークを利用して、契約や決済などを行う取引形態。

八丈町企画財政課企画情報係 TEL:2-1121(302)



『島じまん2006』 ～春夏秋島 いらっしゃい!東京の島々大集合!～ 開催!

東京の伊豆諸島・小笠原諸島の島々のかけがえのない自然環境と、そこでの人々のくらしや、文化・観光資源・特産品など、地域の魅力を広く大都市圏の人々に紹介するため、5月27日(土)、28日(日)の2日間をかけて、東京竹芝ふ頭公園において『島じまん2006』が開催されました。

27日は一日、あいにくの雨となってしまいましたが、八丈島の飲食販売出展ブースでは島寿司、くさや、パッションジュース、あしたば製品、ストレッチャなどを販売しましたが行列ができ、商品が完売してしまうほどの大盛況でした。また八丈島の伝統工芸について肌で感じてもらうため、黄八丈機織りを体験してもらうブースを設けましたが、こちらもイベント

に来ていただいた方に大人気の体験コーナーとなりました。

27日のステージイベントでは八丈島出身歌手の美咲愛さんがその歌で観客を盛り上げ、榎立踊り保存会の皆さんが都指定無形民俗文化財に指定された榎立踊りを披露しました。28日には今年結成25周年を迎える八丈太鼓六人会の皆さんがステージに上がり、勇壮な八丈太鼓の演奏で観客を魅了しました。



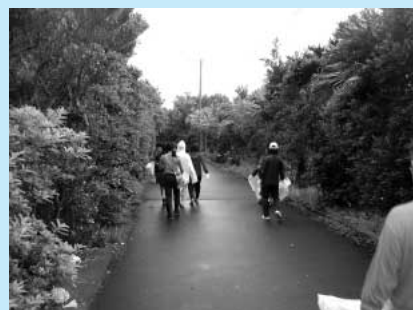
6月4日クリーンデー

6月4日(日)は毎年恒例のクリーンデー。

各地区ごとに空き缶拾いを中心に全島一斉の町内清掃が行われました。

島の空き缶拾いや清掃作業を行い、ごみの散乱防止や環境に対する意識を高めることを目的として行われるクリーンデーですが、今後も八丈島の自然と環境を守るため、町民の皆さん一人ひとりが美化運動を推進し、クリーンな島を目指しましょう。

皆様のご協力ありがとうございました。



平成18年度 要望活動

1.日 程

平成18年5月14日(日)
～5月16日(水)

14日 移動日
15日 要望活動
16日 要望活動

2.要 望 先

東京都・国土交通省・水産庁

3.要 望 者

八丈町長 浅沼 道德
八丈町議会議長 長戸路義郎
八丈町議会議員 沖山 宗春
八丈町議会議員 山下 松邦
八丈町議会議員 土屋 博

4.要望項目

別添のとおり

平成18年度 要望活動項目一覧

【東京都】

区 分	要 望 項 目	要 望 先 【都】	備 考
新	1 八丈島空港の運用時間延長・空港使用料減額に関する要望	総務局・港湾局	
	2 八丈島空港総合案内施設の整備に関する要望	総務局・港湾局	
	3 接岸港船客待合所の整備に関する要望	総務局・港湾局	
	4 港湾及び漁港の整備促進に関する要望 (1) 港湾の整備促進 (2) 漁港の整備促進	総務局・港湾局	
新 新	5 道路、砂防河川等の整備促進に関する要望 (1) 都道の整備促進 (2) 八丈都市計画道路3・4・1号線(底土・空港・八重根港線)の整備促進 (3) 砂防河川事業の促進 (4) 長所沢下原線(第二期区間)の整備支援 (5) 八重根護神線の都道編入	総務局・建設局	
新 新	6 産業振興に係る施設等の整備促進に関する要望 (1) 農道整備 (2) 大賀郷地区農業用水施設の整備 (3) 東里排水施設の整備促進 (4) 旧東京都農業試験場跡地の有効利用 (5) フェニックス・ロペレニー防風・防霜施設及び育苗施設の整備促進 (6) 農業用施設(鉄骨ハウス)の整備促進	総務局・産業労働局	
	7 野営場の整備に関する要望	総務局・環境局	
	8 し尿等処理施設整備に伴う技術的・財政的支援に関する要望	総務局・環境局	
	9 町立八丈病院運営に伴う財政援助及び医師の支援に関する要望	総務局・福祉保健局(病院経営本部なし)	

【国】

区 分	都番号	要 望 項 目	要 望 先 【国】	備 考
	1	八丈島空港の運用時間延長に関する要望	国土交通省	
	2	接岸港船客待合所の整備に関する要望	国土交通省	
	3	4(1) 港湾の整備促進に関する要望	国土交通省	
	4	4(2) 漁港の整備促進に関する要望	国土交通省・水産庁	
	5	5(2) 八丈都市計画道路の整備促進に関する要望	国土交通省	
	6	5(3) 砂防河川事業の促進に関する要望	国土交通省	

項目別口頭要望一覧

【東京都】

区 分	要 望 項 目	要 望 先 【都】	備 考
新	1 消防水利施設、消防ポンプ自動車の整備に係る財政支援について	総務局	
新	2 富士野球場の改修に係る財政支援について	総務局	
	3 八丈町における受精卵移植技術の普及、定着化について	総務局・産業労働局	
新	4 町道の整備促進について	総務局・建設局	
新	5 底土園地の拡充及び整備について	総務局・環境局	
新	6 大賀郷園地の整備促進について	総務局・環境局	
	7 八丈町立榎立小学校・中之郷小学校統合校舎建設への財政支援について	総務局・教育庁	
新	8 旧東京都農業試験場跡地の譲渡について	総務局・財務局	

八丈町の行政 改革への取り組み

昨年、総務省が「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定し、市町村はこの指針に基づき、平成21年度までの具体的な取り組みを明示した「集中改革プラン」を公表することとなりました。

八丈町においては、平成16年2月に「行政改革の基本方針」を策定し、既に取り組んでおりますが、新たに「八丈町集中改革プラン」を策定し、さらに行政改革に取り組んでまいります。

「八丈町集中改革プラン」

1. 取組方針

行政改革の目的は社会経済の変化に対応しながら、住民にとって真に必要なサービスを最小の経費、最良の形で提供していくため、組織、制度、施策、運営方法等を見直すことです。

本町でも、これまで2次にかつ行政改革に取組んでき

ました。現在の本町を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、地方分権の進展、財政構造改革、IT化等が顕著となっており、社会経済環境の変化に柔軟かつ弾力的に対応する行政運営がさらに求められてきています。

そこで、本町は、この集中改革プランを策定し、住民・議会・行政が一体となったまちづくりの実現に向けて取り組んでいきます。

2. 実施期間

「八丈町集中改革プラン」の実施にあたっては、平成18年度から平成21年度までの4カ年の具体的な取り組み目標を策定し、着実に推進します。

また、「八丈町行政改革の基本方針」(16年度から19年度)の主要項目事項においても、本改革プランとの整合を図りつつ、継続又は修正変更して取り組むこととし、新たに取組む改革プランの取り組み事項は、追加事業として取り扱っていきます。

3. 推進体制

「集中改革プラン」の総合的かつ組織的な推進を図るた

め、全庁をあげて改革を実行していくとともに、町長を本部長とする「八丈町行政改革推進本部会議」において、進行政管理を行います。

また、より機動力のある推進体制をめざして、必要に応じ組織の枠を越えた検討体制や推進にも取り組んでいきます。

4. 進捗状況の公表と意見の聴取

本改革プランに基づく行政改革の進捗状況は、「広報はちじょう」や「八丈町ホームページ」等を通じて公表し、その実行の際には、住民をはじめ外部から幅広い意見の聴取に努めます。

5. 具体的な取組事項

- ① 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
- ② 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）
- ③ 定員管理の適正化（退職者数と採用者数の見込み等）
- ④ 手当の総点検をはじめとする給与の適正化（特殊勤務手当見直し等）
- ⑤ 経費削減等の財政効果
- ⑥ 地方公営企業関係

① 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

具体的な取組事項

・平成21年度までに、子育て支援の充実を図るため、子ども家庭支援センターを新庁舎の建設に併せて新併設することを検討します。

・平成21年度までに、児童福祉の充実を図るため、老朽化した2つの保育園の現状を踏まえ、施設の統合とサービスの拡充を検討していきます。

また、保育園での給食について、町給食センター施設の活用も検討します。

・平成21年度までに、事務合理化を図るため、財務会計システムの導入について検討します。

② 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）

具体的な取組事項

・平成21年度までに出先機関の出張所業務について民間等（指定管理者制度の活用を含む）への委託を検討します。

・平成21年度までに給食センターの調理業務や運搬業務について民間等への委託を検討します。

・平成21年度までに観光業務について民間の力を活用した業務体制を検討します。

③ 定員管理の適正化（退職者数と採用者数の見込み等）

具体的な取組事項

・定員適正化計画に基づき、平成18年4月1日現在の職員数248人（18年度中途採用予定者5人は含まれない）を4年間で9人削減し、239人としします。

④ 手当の総点検をはじめとする給与の適正化（特殊勤務手当見直し等）

具体的な取組事項

・職員給与等については、人事院勧告に準じた運用を行っています。臨時住民の納得と支持が得られる給与制度への見直しを行っていく、町広報等で公表します。

・特殊勤務手当等について支給基準、支給対象を精査し、廃止を含め、見直しを実施します。

⑤ 経費削減等の財政効果

具体的な取組事項

・経費全般の見直しを行い、節減合理化を図りながら、新しい財源の確保に努めるとともに、基金・町債残高に見合った事務事業や公共事業を行います。また、町税の徴収率の向上に努め、収入の確保に努めます。また、受益者負担の公平性を図り、各種手数料、使用料、負担金等の見直しを検討します。

⑥ 地方公営企業関係

具体的な取組事項

・病院事業については、診療報酬事務や調理業務の民間委託を推進するなど節減合理化に努めながら、随時経営改善を行っていきます。

・運輸事業については、適正な運行管理を図ることで人員配置や車輛保有台数等を見直し、随時経営改善を行っていきます。

・水道事業については、未収金解消と節減合理化に努めながら、施設更新等は積極的に、安全な水の供給体制を構築します。

・3事業にまたがる公営企業管理者を廃止することを検討します。

平成18年度サマージャンボ宝くじ

★「サマージャンボ宝くじの賞金は
1等・前後賞合わせて3億円」

★「2等も1億円」

■発売期間 7月13日（木）～8月1日（火）

■抽選日 8月11日（金）

この宝くじの収益金は、市町村の明るく
住みよい町づくりに使われます。

環境だより

●大掃除してさわやかな夏を迎えましょう！

もう大掃除はお済みですか？
蚊や害虫の発生元になりそうな天井・床下の清掃や家の周辺の除草・枝払いなど、普段の清掃では行き届かない所まで清掃しましょう。

●生ごみの出し方について

生ごみを出すときは、カラスや猫に荒らされないように新聞紙で包むなどしてください。悪臭の原因になるなど、近隣に迷惑をかけることがあります。

生ごみは、たい肥化容器を利用するなど、ごみの減量にご協力ください。

また、ごみは収集日の午前8時30分までに出し、ステーションネットを利用している集積所ではネットの下にのけるようにしてください。

これから夏に向けて生ごみからの水分による悪臭が気になる季節になります。十分注意するようにご協力をお願いします。

管理型最終処分場の建設予定地について

東京都島嶼町村一部事務組合では、島嶼8町村（小笠原村を除く）の共同事業である八丈一般廃棄物管理型最終処分場の建設に当たり、建設予定地としておりました中之郷の用地取得につきまして、かねてより地権者の方と交渉に当たってきたところです。しかし、最終的に地権者の方から用地買収について同意を得ることができず、やむなく中之郷での建設計画を見直すこととしました。

今後は、同じ八丈町内で予定地を変更した上で、最終処分場の建設計画を進めてまいりますので、八丈町の皆様におかれましては、最終処分場の建設につきまして、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

東京都島嶼町村一部事務組合 管理者 藤井静男

●ゴミなどのポイ捨てはやめましょう！

これから多くなる海でのレジャー（海水浴や釣り、ダイビングなど）で出たゴミは持ち帰るようにしてください。また宿泊施設、釣具店、ダイビングショップなどでもお客様にゴミを持ち帰るよう一

声かけるなど、ご協力をお願いします。

きれいな八丈島を守るために、ご協力ください。

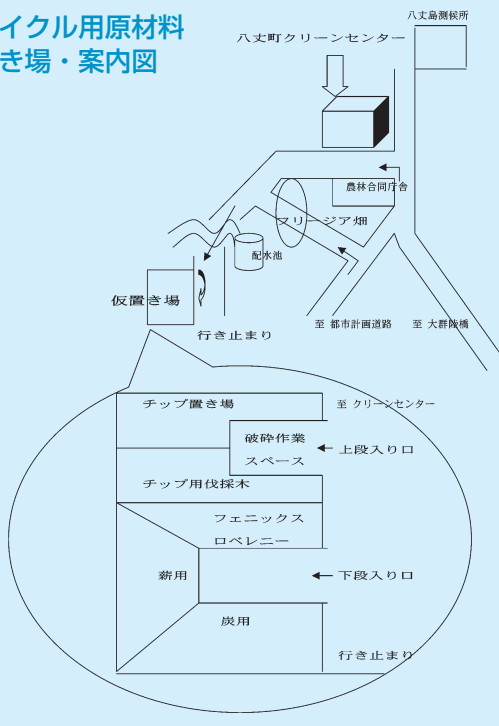
●ごみ集積所用ネット（ステーションネット）について

町では、カラスやねこ、風などによる飛散防止のため、

ステーションネットを貸し出しています。利用される方は、住民課環境係までご連絡ください。

ごみは分別し決められた曜日・時間を守り集積所に出してください。ステーションネットは、出されたゴミを覆うように正しくかけ、ごみが飛散しないように、集積所が不衛生にならないようにしましょう。また、ごみの収集後はステーションネットを束ねるなど、景観面においても心がけるようにしましょう。

●リサイクル用原材料 仮置き場・案内図



●伐採木の有効活用について

八丈町では、公共事業により伐採された木を有効活用するために「リサイクル用原材料仮置き場」（地図参照）を設置しています。

仮置きしている木は、炭用や薪用としてご利用できます。是非ご活用ください。くわしくは、住民課環境係までお問い合わせください。

■問い合わせ

住民課環境係 内線233

愛らんどリーグ2006開催のお知らせ

7月29日(土)から30日(日)にかけて、伊豆諸島・小笠原諸島地域経済活性化協議会主催の愛らんどリーグ2006フットサル大会が大賀郷園地で開催されます。八丈島の児童を含めた伊豆諸島・小笠原諸島の島しょ地区の児童が一同に会し、フットサルを通じて交流を深め、ついでには青少年の健全育成に資することを目的に開催されます。八丈島から開催地ということで坂下地域代表、坂上地域代表の2チームが出場します。前大会、坂上地域代表チームが優勝して大会2連覇を達成しました。今大会3連覇を目標に練習に励んでいます。坂下地域代表チームはこれを阻止するため、一丸となって努力し初優勝を目指しています。



■愛らんどリーグ2006大会

- 会 場 大賀郷園地
- 日 程 7月29日(土) PM1:00 予選リーグ
7月30日(日) PM1:00 決勝トーナメント

他の島の子どもたちも、この大会にむけ、一生懸命練習に励んでいます。

皆さんお誘い合わせのうえ応援におこしいただき、ぜひ大会に参加する少年少女たちへのご声援をお願いします！

町営住宅入居者募集

空家町営住宅への入居者を次のとおり募集します。

■募集する住宅

地 域	団地名	戸 数	間取り・住戸 専用面積	建設 年度	住宅使用料 〔標準〕	構 造	住宅型別 資格
三根	中道団地 ※「無」	1戸(7-102号)	3LDK 61.4㎡	S53	14,900～24,600	鉄筋コンクリート造2階建	3人以上世帯向け
中之郷	中之郷団地	1戸(1-203号)	3LDK 82.9㎡	H10	26,300～43,600	鉄筋コンクリート造2階建	3人以上世帯向け
中之郷	三原住宅	1戸(4号)	3DK 74.9㎡	H17	25,300～41,900	木造平屋建	3人以上世帯向け

※「無」とは、浴室はあるが浴槽・風呂釜の無い住宅です。設置については、自己負担となります。
※3人世帯向け住宅とは、現に同居し、または、同居しようする親族(婚約者を含む)がある事。
※住宅使用料は、入居者の収入によって決定されます。詳細は住宅係まで、お問い合わせください。

■申し込みのできる方

共通する事項

- ①町内在住の成年者で、その事が、住民票などで証明できる事。
- ②収入が定められた基準内であること。
(一般世帯で月額20万円以下、高齢者などの世帯は26万8千円以下。)
- ③町税、使用料などを滞納していない事。
- ④現在、住宅に困っている方。

■受付期間

7月7日(金)～7月14日(金)まで
午前9時～午後5時まで ※8日(土)、9日(日)は、除く。

■申し込み方法

建設課住宅係にて申込書に記入の上提出してください。
選考期日などは書類審査後、本人に連絡します。

■申し込み添付書類等

- ①入居者全員の住民票
- ②入居者全員の平成17年の所得証明書、転職などで所得の変った方は、申し込み時点における収入証明。
- ③納税証明書(町税、使用料などを滞納していない事)
- ④印鑑

■入居決定後の手続き

- ①家賃3か月分の住宅保証金の納付
- ②2名の連帯保証人(町税、使用料などを滞納していない方)が必要です。
島内に在住の方をお願いしています。
記入書類等は、入居決定後にお渡します。

■お問い合わせ

建設課住宅係 内線256

教育委員会 だより

●学校行事のお知らせ

小・中学校では、開かれた学校教育を推進していくため、保護者や地域住民の参加のもと、道徳授業やセーフティ教室を実施しています。

今月は、次のとおり実施します。保護者のもとより、地域の方の参加をお待ちしています。

(小学校)

・セーフティ教室

中之郷小学校 7月7日(金)
三根小学校 7月11日(火)

(中学校)

・道徳授業地区公開講座

富士中学校 7月9日(日)

※道徳授業地区公開講座とは保護者、町民の参加のもとに、学校・家庭・地域社会の連携による道徳教育を推進するため、実施しています。
※セーフティ教室とは非行防止または犯罪被害防止を目的に、実施しています。

■問い合わせ

教育課庶務係 2-0797

●小・中学校の夏休みに向けて

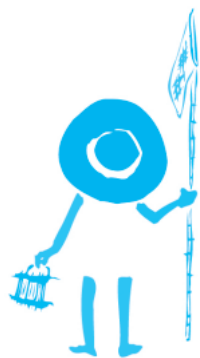
7月21日から夏休みの始まりです。子どもたちは学校生活の中心から家庭中心の生活にはなりますが、学校ではできない経験や体験ができるいい機会でもあります。子どもたちにとって、健康で安全に、そして楽しく充実した夏休みが過ごれるようご家庭や地域の方々の協力をお願いします。

現在、子どもを取り巻く環境には有害な情報や危険がふれており、子どもを安全・健全に育てるうえで、厳しい状況がひろがっています。家庭・地域・学校が連携して子どもの成長を見守っていきましょう。

気になる情報等がありましたら教育委員会・学校・警察へご連絡ください。

■問い合わせ

教育課庶務係 2-0797



●教育相談室より

特別支援教育に向けて

―八丈町の取り組み―

■すべての子どもたちにとって 学校が楽しく生き生きとした生活の場であってほしい。それは保護者や教職員など教育に関わる者みんなの願いです。ところが、実際には読み書きや計算が苦手だったり、友達と仲良く出来ない、授業中落ち着いていられない、学校へ行こうとすると頭痛や腹痛が始まるなど、だれにでも楽しい場所というわけにはいかない現実があります。そうした問題を抱える一人一人の子どもに光を当て、学校全体として必要な手だてを工夫していこうという取り組みが特別支援教育です。このような動きの背景にはすべての人々へ障害のある人もない人も、同じように社会参加し、自立して生活できる社会を目指すノーマライゼーションという考え方の広まりがあります。

■平成十九年度からは、各学校ごとに特別な支援の必要な児童・生徒について一人一人

の指導計画をつくり、それに沿って教育活動を行うようになります。その子にとってどのような支援が必要なのか、それを心理や医療の専門家の助言を受けながら検討し、保護者と学校が話し合って指導計画を作成します。学校では、特別支援コーディネーターを中心とした委員会で相談しながら指導にあたります。これまでも個々の児童・生徒の様子について、それぞれの学校のやり方で情報交換しながら指導してきましたが、学級担任など直接指導にあたる教員が問題を抱え込んで悩む場合もありました。これからは、校内で積極的に情報を共有しながら指導にあたるとともに、進路の保障にも取り組むため校外機関との連携も重要になります。

■八丈町では今年度初めにすべての小・中学校でコーディネーターが任命されました。学校によっては校内委員会を中心とした指導が始まっていますが、全体としてはこの1年をかけて教員が研修を深め、校内や町全体のしくみを整えながら、一方で地域の理

解を求める取り組みを進めていくこととなります。家庭・学校・地域などの身近な社会で、一人一人の子どもが人間として尊敬される経験を積み重ねるなかから、思いやりにあふれた真理と平和を求める人間が育っていくのではないのでしょうか。その意味で、特別支援教育は大きな可能性を秘めています。

■七月後半から夏休みです。子どもたちを取巻く環境は年々きびしくなってきましたが、温かいまなざしとはげましの一言で、すこやかな成長をサポートしていきましょう。

お子さんの様子について気がかりな変化や困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

(教育相談室) 火・金

教育相談員 伊藤 宏

2-0591



●團伊玖磨記念八丈島サマーコンサート

町では、團伊玖磨記念八丈島サマーコンサートを次のとおり開催します。入場希望の方は、広報折り込みの申込書を教育課生涯学習係または各出張所へ提出してください。

■日時

8月6日(日)

午後7時30分(開場午後7時)

■場所

八丈高校視聴覚室

■出演者

○チェロ 丸山 泰男

○ヴィオラ 馬淵 昌子

○ソプラノ 足立 さつき

○ピアノ 大澤 美穂

■定員 300名

■申し込み締め切り

7月25日(火)

※なお定員となり次第、締め切らせていただきます。

※未就学児は入場できませんのでご了承ください。

※当日は駐車場の混雑が予想されますので、徒歩、相乗りなどでご来場ください。

■問い合わせ

教育課生涯学習係

電話 2-0797

八丈町コミュニティセンターからののお知らせ

7月1日からボーリング場の営業時間は下記のように変更になりました。

- 月曜……………13時～20時30分
- 火曜～金曜……10時～20時30分
- 土・日・祝日……10時～20時30分

※受付時間は20時までとなっています。

平日も月曜日以外は午前10時から営業しますので、ご利用ください。

■問い合わせ 教育課生涯学習係 電話 2-0797



図書館からのお知らせ

●休館日

7月17日(月・海の日)
7月31日(金・館内整理日)

●開館時間

午前9時～午後4時30分

●新着図書

「ハリー・ポッターと謎のプリンス上・下」 J.K.ローリング
「フランス語・イタリア語・スペイン語が同時に学べる本」 伊藤太吾
「実物大恐竜図鑑」 デヴィッド・ベルゲン
「ねえねえあそぼ」 ガース・ウィリアムズ ほか

●お問い合わせ

2004年度分の雑誌を処分します。
7月5日(水)からコミュニティセンター入口のリサイクルブックコーナーに置きます。
ご希望の方はご自由にお持ち帰りください。

●お問い合わせ

教育課生涯学習係 2-0797



5月の主な会議

日	会議名	議題等
1日	庁議 議会運営委員会	小笠原親善訪問 平成18年度八丈町職員勸奨退職実施要綱について ほか
10日	課長連絡会議	コミュニティセンター運営要綱について ほか
12日	八丈町議会議員全員協議会	最終処分場について ほか
15日	教育委員会第2回定例会	樫立小学校・中之郷小学校校舎等の財産処分について ほか
19日	課長連絡会議	ノーネクタイの実施について ほか
25日	農業委員会第2回総会	農地法第3条の規定による許可申請について ほか

介護保険だより

介護保険料の納入通知書を送付いたしました

65歳以上の方（第1号被保険者）に、平成18年度の納入通知書を送付いたしました。介護保険はみんなで支え合う制度です。納め忘れがないようお願いいたします。

●保険料の納め方

保険料の納め方は、老齢・退職年金から天引きさせていただく方法（特別徴収）と、町から送付した納付書で納めていただく方法（普通徴収）の2種類があります。17年度中に65歳になられた方で、老齢・退職年金から天引きに該当する方は、10月以降に天引きが開始されますので、8月までは納付書で納めていただくことになります。なお、遺族年金と障害年金のいずれかを受給されている方も、本年の10月より特別徴収が開始されます。

●普通徴収となる方

普通徴収となる方は、
○老齢・退職年金、遺族年金、障害年金を受給されていない若しくは、年額18万円未満である。
○年度の途中で65歳になった。
○年度の途中で年金の受給が始まった。

○年度の途中で他の市町村から転入した。
○年度の途中で保険料の金額が変わった。
などがあります。

●介護保険料を納めないでいると・・・

介護保険料の滞納がつづくとその期間に応じて、サービスの一時差し止めや利用者負担額が1割から3割に引き上げられます。

●サービスを利用したい

地域包括支援センターや町健康課高齢福祉係までご相談ください。介護保険のサービスを受けるには、申請のうえ、「要介護認定」を受ける必要があります。

※介護保険証だけでは、サービスを受けることができませんので、ご注意ください。

■問い合わせ

健康課高齢福祉係
電話 2-55570

八丈町介護用品支給のご案内

この事業は、高齢者（65歳以上の方。ただし40歳以上65歳未満であつて特定疾病に該当する方も含む）を介護している家族などの身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的としています。

●支給要件

要介護4、または要介護5の認定を受けていて、市町村税非課税世帯に属する在宅の高齢者を介護している方。（要介護者の入院期間中を除く）

●介護用品

この事業での介護用品とは、紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー等、介護に適し数回の使用で効力のなくなるものをいいます。

●支給方法

一人あたり月額6,250円を上限に介護用品の現物支給

給をします。

支給要件に該当し、申請を希望される方は、八丈町介護用品支給申請書を提出してください。

■問い合わせ

健康課高齢福祉係
電話 2-55570

介護予防福祉用具貸与等における対象外種目について

●福祉用具の貸与とは

心身の機能が低下し、日常生活に支障のある要支援・要介護者に、日常生活上の便宜や機能訓練のための福祉用具の貸し出しを行うことをいいます。
要支援1・2は介護予防福祉用具貸与、要介護1・5は福祉用具貸与になります。

●福祉用具の貸与の対象外となる要介護区分と種目

要支援1・2及び要介護1（以下この広報文において、「軽度」という。）の方々に対する福祉用具の貸与については、利用が想定しにくいとされる次の種目を対象から外すことになりました。

○対象外種目

- ・特殊寝台（付属品を含む。）
- ・車いす（付属品を含む。）
- ・じよく瘡予防用具（床ずれ防止用具）
- ・体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト

●特例として対象となる方

厚生労働大臣の定めにより、軽度の方であっても、状態像に応じて利用が適当であると認められる対象外種目については、福祉用具の貸与が可能となります。

○判断基準

別表1のとおり

●経過措置

平成18年4月1日より前に、福祉用具の対象外種目の貸与を受けていた軽度の方は、別表1の厚生労働大臣が定める状態像に該当しなくても、本年4月1日から起算して6ヶ月を超えない期間（9月30日まで）において、対象外種目の福祉用具の貸与を受けることができます（別表2参照）。

■問い合わせ

健康課高齢福祉係
電話 2-55570

●別表1

① 対象外種目	② 厚生労働大臣の定める者	③ ②に該当する認定調査票における基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に歩行が困難な者 (2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査2-5「3.できない」 —
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に起き上がりが困難な者 (2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査2-2「3.できない」 基本調査2-1「3.できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査2-1「3.できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査6-3「1.普通」以外、又は 基本調査6-4「1.介護者の指示が通じる」以外、又は 基本調査6-5(ア～カ)のいずれか「2.できない」又は 基本調査7(ア～テ)のいずれか「1.ない」以外 基本調査2-7「4.全介助」以外
オ 移動用リフト(つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に立ち上がりが困難な者 (2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査3-1「3.できない」 基本調査2-6「3.一部介助」又は「4.全介助」 —

●別表2

要介護・要支援区分	平成18年4月1日～9月30日	10月1日以降
要支援1・2 要介護1	※1 「別表1」の③に該当すれば貸与可能 2 「別表1」の③に該当しなくても9月30日まで貸与可能	※1 「別表1」の③に該当すれば貸与可能 2 「別表1」の③に該当しなければ貸与不可
要介護2 ～ 要介護5	継 続 し て 貸 与 可 能	

※要介護2～5は、要支援・介護認定の更新、変更により、4月1日以降に要支援1・2又は要介護1から要介護2～5になった場合も含まれます。

福医療証について

●福医療証の更新について

7月1日より福医療証が紫色に変わりました。(古い緑色の医療証は使えません)福老人医療費助成制度とは、昭和12年6月30日以前に生まれた69歳までの方を対象に医療費の一部を助成する制度です。医療機関などで負担する一部負担金額は(表①)のとおりとなります。

平成18年度福医療証については、郵送していただきますので、必ずご確認ください。

なお、所得制限額(表②)を超える方や社会保険被保険者、老人保健受給者などは対象外となります。

●福限度額適用認定証について

福医療証をお持ちの方で、主たる生計維持者(世帯主)が住民税非課税の方は、申請により福限度額適用認定証が交付されます。

交付された方は、医療機関などで保険証、福医療証と

ともに、福限度額適用認定証を窓口に表示すると自己負担額が軽減されます。

※申請の手続きは、保険証と福医療証、印鑑を持参の

■問い合わせ
健康課高齢福祉係

電話 2-5570

うえ、八丈町保健福祉センターで行ってください。

表②

扶養親族等	所得額
0人	2,572,000円
1人	3,052,000円
2人	3,432,000円
3人	3,812,000円
4人	4,192,000円
5人	4,572,000円

表①

一般の方

自己負担限度額	
外 来	入 院
12,000円/月	40,200円/月

(注)平成18年10月からは44,400円になる見込みです。(国会の議決状況による)



「福限度額認定証」をお持ちの方

自己負担限度額	
外 来	入 院
8,000円/月	24,600円/月

母子保健

1歳6ヶ月児健康診査

○対象者

平成16年10月12日～平成16年11月29日生まれの幼児

○日時

7月4日(火)

受付時間 午後1時15分～午後2時15分

○場所

八丈町保健福祉センター

※健診の各対象者には個別通知します。

2歳児歯科健康診査

○対象者

平成16年4月21日～平成16年7月20日生まれの幼児

○日時

7月20日(木)

受付時間 午前9時15分～10時

○場所

八丈町保健福祉センター

※健診の各対象者には個別通知します。

いごも心理相談

○対象者

1歳6か月以上の未就学児

○日時

7月4日(火)

午前9時～午後4時

7月5日(水)

午前9時～午後2時

○場所

八丈町保健福祉センター

○内容

言葉が遅い・落ち着きがない・身体の動きがぎこちない・妙な癖があるなど心配なことがありましたら、専門の心理相談員が相談に応じます。
※心理相談は電話予約をしてください。

すくすく相談

(発育、発達、栄養等育児相談)

アレルギーがあり食事に不安があるなど、発育、発達、栄養、歯科等の相談を利用したい方はお気軽にご利用ください。妊婦の健康相談にも応じます。母子健康手帳をご持参ください。

○日程

7月18日(火)

受付時間 午前9時30分～10時30分

○場所

八丈町保健福祉センター

おやつ教室

八丈の食材を使い、甘さ控

えめ、カルシウムたっぷりの、歯に良いおやつをつくりまします。

○日程

7月11日(火)

受付時間 午前9時30分～午前11時

○場所

八丈町保健福祉センター

■問い合わせ

健康課保健係 内線380

予防接種のお知らせ

町の集団接種(三種混合・麻疹・風しん)を受けられなかった方は、健康課保健係へ接種の日時を予約し、予防接種無料券を受け取ってください。

受付締め切りは、接種希望日の1週間前です。

■日時

7月12日(水)

7月26日(水)

午後2時30分～3時(予約)

■場所

町立八丈病院小児科

健康課保健係

電話2-5570

生活習慣病健診とがん検診のご案内

検診については、希望の検診項目を選択できます。

■日程

7月30日(日) 檜立公民館

7月31日(月) 中之郷公民館

8月1日(火) 末吉公民館

8月2日(水)～8月4日(金) 八丈町保健福祉センター

■受付時間

午前7時～午後10時まで

※詳しくは、折り込みチラシをご覧ください。

■お問い合わせ先

健康課保健係

電話2-5570

精神科医による個別相談のお知らせ

夜眠れず落ち着かない、不安でしかたがないなど、こころの病気についての相談や、お酒の問題で困っているなどの酒害相談、引きこもりや家庭内暴力、拒食症ではないかなどの相談などをお受けします。

直接、困っているご本人だけでなく、家族や周囲の方の相談でも可能です。

日時	7月5日(水) 午後
場所	島しょ保健所八丈出張所
精神科医	東京都精神保健福祉センター医師 井上 悟
申し込み(予約制)	7月3日(月)までに電話でお申し込みください。
問合せ	島しょ保健所八丈出張所 保健師まで TEL 2-1291

子ども家庭支援 センターからの お知らせ

●交流ひろばの催しについて

毎週水曜日午前10時から
親子で楽しめる催しを企画し
ています。

お誘い合わせのうえ、ご来
場ください。

■7月および8月の予定

○7月5日（水）

消防本部講師による「乳児
および幼児の救急講習会」
所定用紙による事前申し込み
が必要です

○7月12日（水）

親子リズム体操
講師Ⅱ田中先生

○7月19日（水）

みんなで一緒にスタンプし
て遊ぼう！

○7月26日（水）

読み聞かせ
講師Ⅱ石田先生

○8月2日（水）

手作りおもちゃを作ろう！

●募集しています

7月5日（水）に乳児・幼
児をもつ保護者の方を対象に
した「乳児および幼児の救急
講習会」（無料）を午前10時
より、子ども家庭支援センタ
ーで開催いたします。参加希
望の方は7月3日までに子ど
も家庭支援センターにある所
定の用紙にてお申し込みくだ
さい。
（限定20名先着順）

■問い合わせ

子ども家庭支援センター

電話 2-4300



国保だより

●高齢受給者証について

高齢受給者証は、8月から

一斉更新されますが、10月か
らの法改正に伴い現役並み所
得者に係る患者負担の割合が
2割から3割に変更となりま
す。そのため、新しい高齢受
給者証の患者負担割合が2割
と記載されている方の証の有
効期限は9月30日までとな
り、10月からの3割を記載し
た証は新たに交付し、郵送し
ます。

●短期証の更新

短期被保険者証は、7月1
日更新となります。新しい短
期証は郵送でお届けしました
が、国保税を滞納している方
で、納付相談に応じようとし
ない方、約束した納付方法を
守っていない方は、税の納付
相談後に交付することになり
ます。

また、そのまま納付されな
いときには、保険証を返還し
てもらい、代わりに資格証明
書の交付となります。

資格証明書では、保険証の
ように保険給付がうけられ
ず、医療費は全額自己負担と
なりますので、お早めに税務
課税務係へご相談ください。

◎平成18年度国民健康保険税の課税額（率）

	国民健康保険税	
	医療給付費分（全被保険者）	介護納付金分（40～64歳の被保険者）
①所得割額	平成17年中の所得額×4.6%	平成17年中の所得額×0.8%
②資産割額	償却資産分を除く固定資産税×45%	償却資産分を除く固定資産税×7.5%
③均等割額 ^{※1}	被保険者一人あたり 14,000円	被保険者一人あたり 6,000円
④平等割額 ^{※1}	一世帯あたり 19,000円	一世帯あたり 3,500円
課税最高限度額	530,000円	90,000円
国民健康保険税	①～④の医療給付費分と介護納付金分の合計額	

※1 所得が低い場合は、減額措置があります。

7月は、第1期分の納期です。
忘れずに納めましょう。

国保税の納付には、便利な
口座振替をご利用ください。

国民健康保険税の課税

平成18年度の国民健
康保険税は、別表のと
おり課税され、7月上旬に納
付書をお届けします。

平成18年4月1日 より児童手当制度 が拡充されました

●拡充の内容

支給対象年齢が、これまでの小学校3年生（9歳到達後最初の年度末）までから、小学校6年生（12歳到達後最初の年度末）までに拡充され、併せて所得制限が引き上げられます。

●認定請求の手続き

新たに児童手当を受けられる児童の保護者は、認定請求の手続きが必要となります。なお、制度改正に伴う新規請求は平成18年9月30日まで受け付けたものに限り、特例的に4月1日（又は支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

◇平成18年度に小学校4年生（平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ）の児童がいる保護者の方

これまで当該児童に係る児童手当を受給していた場合は特段の手続きをする必要はありません。

◇平成18年度に小学校5年生および、6年生（平成6年

4月2日～平成8年4月1日生まれ）の児童がいる保護者の方

これまで児童手当を受給していない保護者の方は認定請求の手続きが必要となります。

児童手当を受給していた保護者の方は額改定認定請求の手続きが必要になります。

◇これまで所得制限により児童手当を受給していない保護者の方

所得制限の引き上げ（別表参照）により新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する方は認定請求の手続きが必要になります。

●必要なもの

- ①申請者が厚生年金等の加入者の場合は健康保険被保険者証または、年金加入証明書
- ②所得証明書（八丈町公簿で確認できる場合は省略できます）
- ③印鑑

※公務員の方は勤務先へ申請してください。

●受付場所

町住民課厚生係または、町各出張所

■お問い合わせ

住民課厚生係 内線232

（単位：万円）

●別表

扶養親族等の数	自営業者等 （国民年金加入者）	被用者等 （厚生年金等加入者）
0人	460.0	532.0
1人	498.0	570.0
2人	536.0	608.0
3人	574.0	646.0
4人	612.0	684.0
5人	650.0	722.0

戦没者の ご遺族の皆様へ

●第八回特別弔慰金が支給されます

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、国債が支給されます。（支給要件有り）

請求期限は、平成20年3月31日までです。

詳しい内容につきましては、住民課厚生係までお問い合わせください。

■問い合わせ

住民課厚生係 内線231

税のおしらせ

期限内納付にご協力を

税金は、福祉、教育、建設等に充てられる大切な財源です。

町では、文書や電話または訪問による再三の催告にもかかわらず、納税相談や納付がないときは、納期限内に納付された方との不公平をなくし、また、行政サービスの財源を確保するため、法律に基づき大切な財産（給与、預貯金、不動産等）を差し押さえ、公売を実施しております。

納期限内にきちんと納めましょう。

納税は便利な口座振替でどうぞ！

■問い合わせ 税務課税務係 内線221

■納期限および口座振替日

◎7月31日(月)

固定資産税2期分

国民健康保険税1期分

差押財産の売却(随意契約)

町では下記の差押財産の売却を行います。

- 売却物件……表1
- 売却方法……随意契約（先着順）
- 売却場所……八丈町役場税務課
- 売却期間……平成18年7月3日から平成18年9月29日まで
- 買受申込の方法……売却期間内（土曜日、休祭日を除く）に買受申込書を提出してください。
- 買受人となるべき者の決定……売却機関内（土曜日、休祭日を除く）に最初に買受申込をした者について、買受人となるべき者に決定します。
- 売却決定の日時……買受人となるべき者を決定する日から起算して7日を経過した日
- 買受代金の納付の期限……売却決定の日
- 問い合わせ……税務課税務係 TEL 04996-2-1121 内線 222,223

●表1

番売却区分号	見 積 価 格	財 産 所 在 地	地積・床面積 (㎡)	地目/種類	不動産の概要
1	2,600,000	中之郷2930番地4	1,774	畑（現況宅地）	地上権の物件有り
2	12,180,000	大賀郷7602番地3	2,291	山林	平地
3	4,520,000	大賀郷4422番地4	936	山林（現況畑）	斜面（私道共用道路）
4	1,690,000	大賀郷4422番地7	303	山林	三角地斜面

※物件1に関しては農業委員会の農地資格証明書が必要です。

「老医療受給者証」について

●老医療受給者証は、10月からの法改正に伴ない現役並み所得者に係る患者負担の割合が2割から3割に変更となります。そのため、8月の更新の際に対象となられる方に新たな老医療受給者証を郵送いたします。

※3割に変更となるのは、10月からです。9月30日までの患者負担の割合は2割となります。

●お問い合わせ

健康課 高齢福祉係
電話 2-55570

水の事故を防ごう

島内では、昨年夏期の水の事故は5件発生しています。病院へ搬送された方の初診時の程度は、5割以上が重症です。遊びや仕事に夢中になっていると水の怖さや危険を忘れます。これらの事故を防ぎ、尊い命を守るため日ごろから注意しましょう。

ろから注意しましょう。

使用法・警告・注意を守ろう！

海や河川、プールでは小さい子供から目を離さないようにし、遊泳中や水遊び中は大人が付き添う。

飲酒後や体調のすぐれない時は、遊泳をしない。

海では、気象状況に注意を払い、天候の変化に応じて、遊泳やキャンプなどを中止するといった危険回避を心がける。

磯釣りや海上でのレジャーを楽しむときは、ライフジャケットを着用する。

家庭内では水が浅いビニールプールや浴槽でも溺水の危険があるので、乳幼児の遊びでは必ず大人が付き添う。

高齢者が入浴しているときには、家族が声をかけたり、入浴を介助する。

乳幼児のいる家庭では、乳幼児が単独で入れないように、浴室に鍵をかけるか、浴槽の水は抜いておく。

●お問い合わせ

八丈町消防本部
庶務係 2-0119



●お問い合わせ

八丈町消防本部
庶務係 2-0119

「花火遊びは、迷惑にならない場所と時間と後始末」ルールを守って楽しい花火

①花火に書いてある遊び方をよく読んで必ず守りましょう。

②花火を人や家に向けたたり、燃えやすいもののある場所で遊んだりしないようにしましょう。

③バケツなどに水を用意して、大人と一緒に遊びましょう。

④たくさん花火に一度に火をつけたら、風の強い日は花火遊びをやめましょう。

自衛官募集

●一般曹候補学生

- 受験資格 18歳以上24歳未満
- 受付期間 8月1日～9月8日
- 試験期日 1次試験 9月16日

●曹候補士

- 受験資格 18歳以上27歳未満
- 受付期間 8月1日～9月8日
- 試験期日 1次試験 9月16日

●2等陸・海・空士

- 受験資格 18歳以上27歳未満
- 受付期間 男子 年間を通じて受付

- ・女子(8月採用) 自衛隊東京地方連絡部大田出張所へお問合せください
- ・女子(3・4月採用) 8月1日～9月8日

○試験期日

- ・男子 受付時にお知らせ
- ・女子(8月採用) 受付時にお知らせ
- ・女子(3・4月採用) 9月24日・25日

●航空学生

- 受験資格 21歳未満の高校卒業生(卒業見込み含む)
- 受付期間 8月1日～9月8日
- 試験期日 1次試験 9月23日

●看護学生

- 受験資格 24歳未満の高校卒業生(卒業見込み含む)
- 受付期間 9月8日～9月29日
- 試験期日 1次試験 10月15日

■問い合わせ

自衛隊東京地方連絡部
大田出張所
電話 03-3736-4271
電子メール tkyplo12@orion.ocn.ne.jp
ホームページ <http://www.16.ocn.ne.jp/~jieitaio/>

国民年金

●年金を請求されるみなさまへ 裁定請求書の事前送付を 行っています。

社会保険庁では、皆様の年金加入記録を基に受給資格の確認を行います。老齢基礎年金の受給権を満たし、厚生年金の加入期間が12ヶ月以上ある方（60歳で受給権が発生する方）には、60歳に達する3ヶ月前に、65歳で受給権が発生する方及び60歳から64歳の方で既に受給権が発生している未請求の方には、65歳に達する3ヶ月前に「国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書」をお送りしています。

る全ての方に共通の添付書類は次のとおりです。

- ①「年金手帳」もしくは「基礎年金番号通知書」
- ②「単身者」

請求される方の生年月日の

確認のために「戸籍謄本（戸籍の全部事項証明）」、「戸籍抄本（戸籍の個人事項証明）」、「戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項証明）」、「住民票（コピー不可）」、「住民票記載事項証明書」のうち1点。「配偶者又は子がいる」

配偶者（子）の生年月日及び配偶者（子）と請求者の身分関係を証明するために「戸籍謄本」を1点及び、「生計同一等の証明のために「世帯全員の住民票（コピー不可）」を1点。

③印鑑（認印で可）
④厚生年金保険に加入したことがある方は「雇用保険被保険者証」、「船員失業保険証」、「高年齢雇用継続給付支給（不支給）決定通知書」のうち1点。

このほか、「住民票上世帯を別にして」、「住民票上住所が違う（単身赴任、就学、

病気療養等）」配偶者や子（18歳以下）又は「20歳未満で障害等級1級もしくは2級の状態にある」がいる場合は、他に添付書類が必要となる場合がありますので、お尋ねください。

なお、年金の受給権は誕生日の前日から発生します。戸籍や住民票の発行日は誕生日の前日以降で、なるべく裁定請求書の提出日近くのものをご用意ください。

●学生納付特例の申請は毎年 必要です！

日本国内に住む全ての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり保険料の納付が義務づけられています。

しかし、本人の所得が一定以下の学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。（家族の方の所得は問いません。）年金手帳又は、基礎年金番号通知書、印鑑、学生であることを証明する書類（在学証明書）又は「学生証の写し」、退職（失業）した方の場合にはそれを確認できる

書類（雇用保険受給者証又は、雇用保険被保険者離職票等の写し）をご用意のうえ、住民登録をしている市区町村役場国民年金担当窓口にて手続きを行ってください。

また、経済的な理由等で国民年金保険料を納めるのが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除又は猶予される制度があります。（学生の方はご利用になれません。）このうち、30歳未満の若者を対象にした「若年者納付猶予制度」は、他の年齢層に比べて所得が少ない若年層（20歳代）の方が、基準額以上の所得がある親（世帯主）と同居していることで保険料免除制度を利用できず、将来年金を受け取ることができなくなるのを防止するため納付を猶予し（10年間）、保険料を後払いできる制度です。所得基準額は全額免除と同じですが、申請者本人の前年所得が審査の対象となります。（配偶者がいる方は配偶者の方の所得も審査対象となります。）

このような、免除・若年者納付猶予・学生納付特例制度をご利用の際は、原則毎年申請が必要です。申請が遅れる

と申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、障害基礎年金を受け取ることができない場合がありますのでご注意ください。

なお、保険料全額免除又は、若年者納付猶予（一部納付を除く）が承認された方が、申請時に翌年度以降も申請を行うことをあらかじめ希望された場合は、翌年度以降はあらためて申請を行わなくても継続して申請があったものとして自動的に審査を行います。希望される方は、申請書の申請者記入欄をお読みになり、○を付けてください。

また、社会保険庁のホームページより申請用紙を印字（プリントアウト）し、必要事項を記入、押印のうえ、添付書類とともに住民登録している市区町村役場へ郵送で申請することもできるようになりました。

■お問い合わせ

住民課国民年金係内線236
港社会保険事務所

03(5401)3211

ホームページアドレス

<http://www.sia.go.jp>

●保険料の追納について

保険料の免除や若年者納付猶予、学生納付特例制度を受けた期間については、保険料を全額納付したときに比べ受け取る年金額が少なくなります。(別表(1)参照)これらの期間は10年以内(例えば、平成18年4月分は平成28年4月末まで)であれば保険料をさかのぼって納めること(追納)ができます。将来受け取る年金額を増額するためにも追納することをお勧めします。

ただし、保険料を追納する場合は、保険料の免除もしくは納付猶予、納付特例の承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

なお、平成18年度中に追納する場合の加算額を含めた具体的な追納額(月額)は、別表(2)のようになります。

※保険料の追納には納付書が必要です。社会保険事務所で作成しますのでお申し込みください。

※保険料の後払い(追納)は、

保険料が高くなることはあっても安くなることはありません。経済的に余裕がある場合には「口座振替の早期制度」を利用する方が、保険料が割引になりお得です。(別表(3)参照)

●別表(1) 免除制度等を利用した時の保険料納付月額と年金額の計算

制度名	納付月額	年金額の計算
全額免除	0円	1/3
1/4納付	3,470円	1/2
1/2納付	6,930円	2/3
3/4納付	10,400円	5/6
若年者納付猶予	0円	入りません
学生納付特例	0円	入りません

←受給資格期間に入ります

←受給資格期間に入ります

※ただし、一部納付制度については納付月額を納めない場合、承認された一部免除が無効になり、未納と同じ扱いになりますのでご注意ください。

●別表(3) 国民年金保険料納付額(平成18年度)

区分	1ヶ月分	6ヶ月分	1年分
保険料額	13,860	83,160	166,320
納付書による前納	—	82,480 (680円割引)	163,370 (2,950円割引)
口座振替による前納	13,810 (50円割引)	82,220 (940円割引)	162,830 (3,490円割引)

●別表(2) 過去に学生納付特例の承認を受けた年度の保険料を平成18年度に追納する場合の額(月額)

年度	全額免除者	半額免除者
平成8年度の月分	16,480	—
平成9年度の月分	16,260	—
平成10年度の月分	16,010	—
平成11年度の月分	15,400	—
平成12年度の月分	14,800	—
平成13年度の月分	14,230	—
平成14年度の月分	13,690	6,840
平成15年度の月分	13,490	6,740
平成16年度の月分	13,300	6,650
平成17年度の月分	13,580	6,790

←追納加算額はありません

←追納加算額はありません

交通安全・ごみの減量化・火災予防のポスターと火災予防の標語を募集します

交通安全、ごみの減量化、火災予防をテーマにしたポスターと火災予防の標語を募集します。応募された作品の中から、優秀作品を使用して、広報ポスターを作成します。

●交通安全・ごみ減量化ポスター

○応募資格

小学校5・6年生、中学生

○応募上の注意

- ① B4サイズの画用紙
- ② 作品にはテーマにあった標語をつけてください。

●火災予防ポスターと火災予防の標語

○応募資格

小学校3年生～6年生

○ポスター応募の注意

- ① B4サイズの画用紙
- ② ポスター内の文字は「火の用心」だけを使用してください。

○標語応募の注意

- ① B5サイズの用紙に大きく書いてください。

※いずれの作品も裏面に作者

の住所、氏名(ふりがな)、学校名、学年、組を明記して、9月5日(火)までに学校へ提出してください。

■問い合わせ

総務課庶務係 内線211

農地の転用には許可が必要です!!

農地転用とは、農地を農地以外(住宅・駐車場・資材置場など)の用途に転換することです。その「農地」を転用するには、農地法(第4条・第5条)の許可が必要になります。許可無く転用することは「違反」となり、違反者に対して「工事の中止」、「現状回復」などの罰則規定がありますので、転用する計画がある場合は、事前に農業委員・農業委員会事務局(産業観光課内)にご相談ください。

■問い合わせ

農業委員会事務局
電話21121
内線261

夏期安全対策について

いよいよ夏期シーズンを迎え、島を訪れる方々が増える時期にむけ、6月12日に関係各団体の代表による、夏期対策懇談会が開催されました。

懇談会では、各団体が安全面やトラブル防止のための対策を実施することが決められました。

空港・港湾施設の交通対策や次のことについて、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

●ご協力をお願いします

□底土港

混雑緩和のため、さん橋内へは「営業車ステッカー」を掲示した車両以外は入れなくなりますのでご注意ください。

□八重根港

船客待合所前の広場は駐車禁止です。車両はお役様の乗降後すみやかに移動してください。

□八丈島空港

ターミナル前の路上駐車は全面禁止です。車両を止めたまま短時間でも運転者が車を離れると違法行為となりますのでご注意ください。また、駐車場の混雑緩和のため、上京に伴う長期にわたる駐車はお控えくださいますようお願いいたします。

- 来島者によるレンタカー、レンタバイク、レンタサイクルの利用が多くなるので、お互いに注意してください。
- 八丈島警察署では、空港港湾施設や海水浴場、釣り場、キャンプ場などにおいて警戒を実施します。また、交通違反の指導取締りを強化します。
- 遊泳禁止（赤旗又は看板）を、底土、横間、ヤケンヶ浜、旧八重根、乙千代ヶ浜、藍ヶ江、洞輪沢の各海水浴場に、状況に応じて表示します。
- 沿岸でプレジャーボートなどを使用する際には、遊泳者に十分注意を払い、運転してください。
- 釣りの際には一人での釣行を避け、救命具を着用し、波やうねりには細心の注意を払ってください。
- 周辺海域では、水中銃の使用禁止のほか、イセエビ、トコブシ、テングサなどの水産動植物をとることなどが制限されています。
- 夏期に向け、食中毒や伝染病などの発生を防止するため、十分な注意を払ってください。

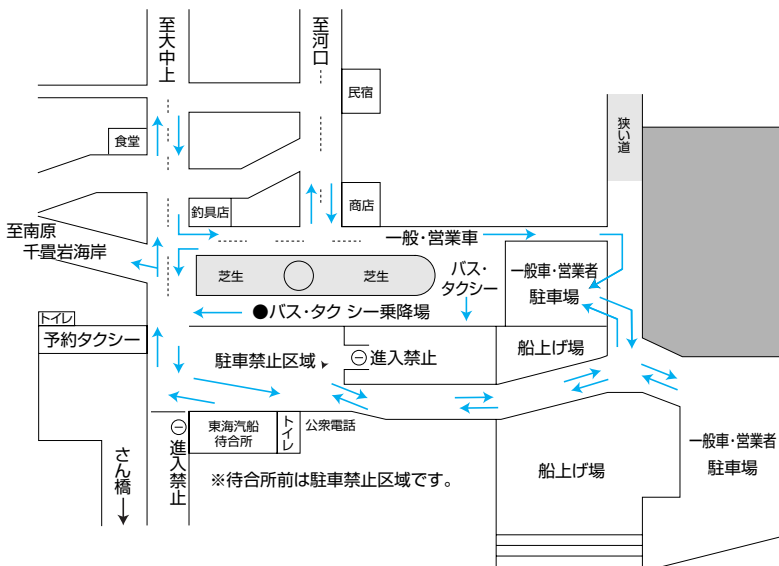
■問い合わせ

産業観光課観光商工係
内線268

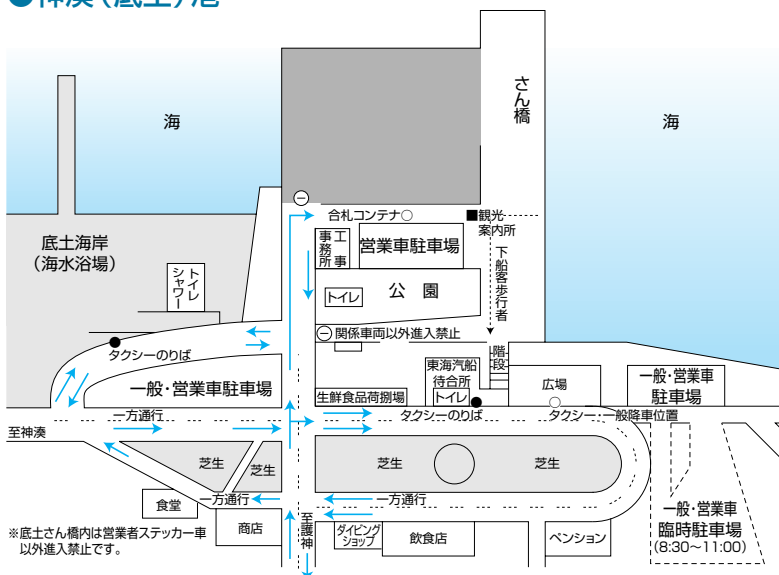
●平成18年 夏期の道路交通案内図

対策日時: 7月16日(日)～8月31日(木)
午前8時30分から午後11時

●八重根港



●神湊(底土)港



第34回 八丈島夏まつり

星いっぱい
夢いっぱい

■期 間 7月23日(日)～25日(火)
■会 場 商工会館通り

参加者募集

■申し込み 八丈町商工会 電話2-2121
■募集期間 7月3日(月)～7日(金)
午前8時30分～午後5時まで

○夜店出店者

◇資 格 営業に必要な許可を持っている商工会員

- ◇条 件 ①夜店出店の趣旨に準じ、低価格で子どもにも喜ばれる商品の提供が可能なこと。
②公序良俗に反する商品の販売および酒類の提供はできません。

※出店場所は、申込書の提出順にさせていただきます。
なお、飲食店関係の店舗については1区間2品までとさせていただきます。

○大売出し加盟店

◇資 格 商工会会員

■問い合わせ 八丈町商工会事務局 電話2-2121



八丈島納涼花火大会

ことしも運営については、ご賛同いただいている商店や事業所などをはじめ、多くの町民の方々から寄付金を募って行っていくしますので、ご理解、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

寄付をいただける方は事務局までご一報ください。集金に何わせていただきます。また、協賛箱を商工会、観光協会、協力をいただいている商店などに設置していますのでよろしくお願いいたします。

振込みをご利用の方は次の口座までお願いいたします。

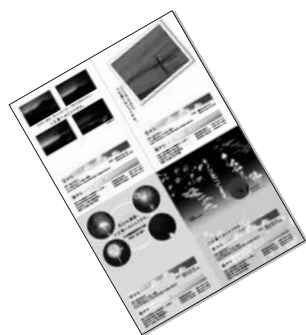
- ・七島信用組合 八丈島支店 普通2058831
八丈島納涼花火大会会長 沖山重彦
(ハチジョウジマノウリヨウハナビタイカイカイチヨウ オキヤマシゲヒコ)

●大会開催日

8月11日(金) (悪天候時は翌日に延期)
底土港にて開催

■問い合わせ

八丈島納涼花火大会実行委員会事務局
TEL 04996 (2) 1121 (内線267) FAX 04996 (2) 4437



町では、プラス1万人キャンペーン目標達成後も多くのお客様に来島していただくための取り組みを続けていきます。

そのひとつとして今回、「おじゃれハガキ」を広報はちじょうと一緒に届けます。今度の「おじゃれハガキ」には、特典はありません。八丈島が一番にぎわう夏に向けて、普段の夏の八丈島をそのままお知らせしたいと考えています。

島の特産品と一緒に送るなど切手を貼らない使い方もできます。もっとほしい方は各出張所および観光協会（空港、港案内所を含む）に置いてありますので、ご利用ください。

「おじゃれハガキ」を
広報はちじょうと
一緒に届けます

夏の八丈島・主なイベント予定

7月

17日(月) みなと感謝祭
22日(土)～23日(日) サーフィン大会
23日(日)～25日(火) 八丈島夏まつり
29日(土)～30日(日) 愛ランドリーグ2006
フットサル大会

8月

6日(日) 八丈島浜遊び
サマーコンサート
11日(金) 納涼花火大会

平成17年度下半期（10月～3月） ANA有償搭乗者数確定

	有償搭乗者数(人)			対 比		
	羽田＝八丈島	大島＝八丈島	合 計	前年度実績	増減(△)	伸び率
10月	15,296	1,195	16,491	14,519	1,972	13.6
11月	16,125	965	17,090	15,372	1,718	11.2
12月	15,835	1,254	17,089	14,897	2,192	14.7
1月	15,650	1,269	16,919	17,237	△ 318	△ 1.8
2月	13,498	1,474	14,972	12,814	2,158	16.8
3月	21,543	3,936	25,479	18,574	6,905	37.2
計	97,947	10,093	108,040	93,413	14,627	15.7

●路線別利用率

(%)

	羽田＝八丈島	大島＝八丈島
10月	57.8	15.4
11月	57.7	12.1
12月	59.6	18.1
1月	58.4	18.3
2月	61.1	26.0
3月	82.7	52.1
計	62.8	23.6

（仮称）八丈町汚水処理推進協議会委員を公募します

本協議会では、住みよい暮らしと環境を守るため汚水処理施設の早期整備に向けて、住民の皆様とさまざまな課題について意見を交換します。

- 募集人員 2名
- 応募資格 20歳以上の八丈町在住の方
(町のほかの公募委員になっている方は、応募できません)
- 応募方法
申込用紙に、住所・氏名・年齢・電話番号・職業を明記の

うえ、企画財政課企画情報係へ提出してください。
なお、申込用紙は各出張所と企画財政課企画情報係にあります。

- 応募締切 平成18年7月10日（月）厳守
- その他 報酬・交通費等は支給されません。



町長 上京日記

5月

14日
～19日

- ANA 822便にて上京
- 平成18年度要望活動
- 第14回東京海区漁業調整委員会
- 平成17年度全国漁港海岸防災協会監査
- 平成18年度町村長個別連絡会
- マン島観光振興調査打ち合わせ
- ANA821便にて帰島

21日
～24日

- ANA822便にて上京
- 香川県土庄町・高松市行政視察
- (財) 漁港漁場漁村技術研究所 第37・第38回評議員会
- ANA821便にて帰島

26日
～6月3日

- ANA822便にて上京
- 愛らんどフェアー島じまん2006
- イギリス(マン島)観光振興視察
- ANA823便にて帰島

7月の航路ダイヤ



【ANA】TEL／0120-029-222 (携帯電話の場合 0570-029-222)

便名	羽田発	大島着/発	八丈着	機種	便名	八丈発	大島着/発	羽田着	機種
821	07:40	→	08:30	A320	822	09:05	→	09:50	A320
823	10:30	→	11:20	B735	850 (844)	11:55	12:35/13:05	13:35	B735
843 (849)	13:25	14:00/14:30	15:05	B735	826	16:00	→	16:45	B735
829	16:05	→	16:55	A320	830	17:30	→	18:15	A320

	普通運賃	往復割引(片道)	特 割 1	八丈島乗継きっぷ
羽田＝八丈島	17,800	11,300	11,300	11,300
大島＝八丈島	15,900	11,200	10,700	—

【東海汽船】TEL／2-1211

「さるびあ丸」「かめりあ丸」

三宅島・御蔵島経由 東京竹芝－八丈島〈東京竹芝発22:30 八丈島発10:10〉



平成17年度 東京都島嶼町村一部事務組合情報 公開実施状況の公表

東京都島嶼町村一部事務組合の情報公開制度(平成16年条例第1号)は、島しょ9町村の住民の組合行政への参加をより一層推進するとともに、組合の公正な運営を確保することを目的に制定され、毎年1回の情報公開実施状況を公表することとなっています。

平成17年度の情報公開実施状況を次のとおり公表いたします。

●平成17年度東京都島嶼町村 一部事務組合情報公開実施状況

請求件数 0件
公開件数 0件
以上

■問い合わせ

東京都島嶼町村一部事務組合 総務課
TEL03-3432-4961

SCHEDULE 7月 2006

三根公民館 大賀郷公民館 檜立公民館 中之郷公民館 末吉公民館 八丈町保健福祉センター 町立八丈病院 保健所 坂上老人福祉館

三 大 檜 中 末 保福 町病 保 上老

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 高齢者健康教室 檜 10:00～12:00	4 高齢者健康教室 末 10:00～12:00 1歳6ヶ月児健康診査 保福 13:15～14:15 こども心理相談 保福 9:00～16:00	5 図書館休館日 こども心理相談 保福 9:00～14:00	6	7	8
9	10	11 おやつ教室 保福 9:30～11:00	12 図書館休館日	13 高齢者健康教室 三 10:00～12:00	14	15
16 海の日 図書館休館日	17	18 すすく相談 保福 9:30～10:30	19 図書館休館日	20 2歳児歯科健康診査 保福 9:15～10:00	21 高齢者健康教室 大 10:00～12:00	22
23 夏まつり	24 夏まつり	25 夏まつり	26 図書館休館日	27	28	29 愛らんどリーグ
30 愛らんどリーグ 生活習慣病健診 がん検診 檜	31 図書館休館日 生活習慣病健診 がん検診 中					

町立病院 臨時診療日

(受付時間/8:00～11:00)
※新規患者の方は、8:30から受付となります。
※皮膚科は原則として予約診療となります。

	診療日	診療時間
皮膚科	5日(水)、19日(水)	9:00～
甲状腺科	8日(土)	9:00～
耳鼻咽喉科	24日(月)～28日(金)	9:00～
糖尿病教室	21日(金)(会場:町立八丈病院会議室)	13:30～

温泉休業日

ふれあいの湯:17日(月)海の日には休まず営業します。

	休業日
ふれあいの湯	3日(月)、10日(月)、24日(月)、31日(月)
みはらしの湯	4日(火)、11日(火)、18日(火)、25日(火)
ザ・BOON	5日(水)、12日(水)、19日(水)、26日(水)
やすらぎの湯	6日(木)、13日(木)、20日(木)、27日(木)

7月のゴミ分別回収

燃 ……燃えるゴミ

びん ……空きびん

資源 ……資源ゴミ

害 ……有害ゴミ

金属 ……金属ゴミ

三 根

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 金属	4 燃害	5 資源	6	7 燃害	8
9	10 金属	11 燃害	12 資源	13 びん	14 燃害	15
16	17 金属	18 燃害	19 資源	20	21 燃害	22
23/30	24/31 金属	25 燃害	26 資源	27	28 燃害	29

大 賀 郷

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 燃害	4 資源	5	6 燃害	7 金属	8
9	10 燃害	11 資源	12	13 燃害	14 金属	15
16	17 燃害	18 資源	19	20 燃害	21 金属	22
23/30	24/31 燃害	25 資源	26	27 燃害	28 金属	29

檜立・中之郷・末吉

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 燃害	4	5 資源	6 燃害	7 金属	8
9	10 燃害	11	12 資源	13 燃害	14 金属	15
16	17 燃害	18	19 資源	20 燃害	21 金属	22
23/30	24/31 燃害	25	26 資源	27 燃害	28 金属	29